

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

○議長 辻本 一夫君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。私は一般質問を行う前に、議場内の皆様に一言申し上げたいことがあります。

私はこの議会において、農業用水路問題を取り上げるつもりでございました。農業用水路に関する一般質問は認めないとした議長の見解を撤回するよう、本年10月27日付で申入れを行いました。しかし11月4日、議長から「全員協議会での総意に基づいて決めたことであるので、撤回はしない。」との回答書を受け取りました。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

昨年9月議会において……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。この質問の件名、要旨に従ってやってください。

○議員 8番 妹川 征男君

これは今、質問をしているわけではありません。私の思いを語っております。

昨年9月において私が行った一般質問の内容を議長は議会だよりに不掲載とし、また本年3月議会の一般質問通告書の内容を検閲した上で不許可とされました。憲法21条は「言論、表現の自由はこれを保障する。検閲をしてはならない。」とありますが、議長の農業用水路問題は今後議会として関与しないと判断は、まさに憲法が規定する……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

検閲の禁止に違反し、表現の自由を……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

抑圧したことになります。

私の思いを語っています。質問ではありません。

○議長 辻本 一夫君

件名に従ってやってください。

○議員 8番 妹川 征男君

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

議会の民主的運営を議長自らが否定するものでした。私は今後も農業用水路問題の早期解決のために、一般質問の不許可の撤回を議長に申し上げる所存です。なお、議員の皆様には私の申入書及び議長の回答書が配付されていないようです。残念です。ぜひ、配付されるよう要請します。

では、本日は農業用水路問題以外の3件について質問いたします。（「議長。指導をしっかりとやってください」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、ただいまの発言については不穏当な発言が一部ありますので、後日、記録を調査して、その内容に不穏当発言等があった場合には議長において処置をします。

はい、続けてください。

○議員 8番 妹川 征男君

私は質問してるわけじゃないんですよ。私の思いを語ったのが何でいけないんですか。

件名1、芦屋港のレジャー港化は町の発展に寄与するののかという質問ですが、平成31年に芦屋港活性化基本計画が策定されて以来、紆余曲折しながらも今日までにレジャー港化の管理運営の将来イメージとか、外部人材体制の強化及び今後の事業推進体制等に向けての構想が具体的に進められています。また、町民に向けて広報あしやに様々な形で掲載され、進捗状況が公表されています。一方、芦屋港レジャー港化の舞台となる芦屋海岸は響灘から吹きすさぶ強風によって、植樹した松は飛砂により、ますますすさんだ状況になっており、理想とする未来を描くには程遠いものになっています。また、芦屋港から搬出入する砂業者の大型トラックは、相も変わらず頻繁に町中を運行している状態です。

この質問に関してですね、今、議長にも、それから担当課長にも申し出ておりますが、(1)の件については一般質問を控えます。それに(5)についても控えていきます。

そこで、(2)響灘海域で採取されている海砂についてですが、芦屋港に陸揚げされた海砂を大型トラックが運んでいるわけですけども、響灘海域で採取された海砂は年間何立米か。また、響灘海域で採取された海砂は芦屋港に陸揚げされているのか、それとも別な港か。別な港であれば、芦屋港に陸揚げされている海砂はどの海域で採取されたものか、お答えください。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは、響灘海域で採取した砂のことについて、産業観光課のほうでお答えをしたいと思います。

まず、御質問の「響灘海域で採取されている砂の量は。」ということの御質問にお答えします。採取された海砂の実績を県に確認しておりますが、まだですね、実績の回答をいただけておりま

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

せんので、令和4年の土石採取計画で認可申請されている砂の量をお答えしたいと思います。

申請されている区域での海砂の採取量は合計で——これは年間の予定になりますが28万6,000立米ということになっております。

以上でございます。

次にですね、芦屋港へ陸揚げされた砂の量、これも続けてお答えいたします。

この海域で採取された砂の中で芦屋港に陸揚げされた量、こちらにつきましても県のほうに確認のほうはさせていただいたんですが、各揚げ地に陸揚げされた砂の量は把握されていないということでした。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

県はつかんでるはずなんですよ。そんなにね、海砂を海域で取った量をはっきりと実績を出していただきたいし、また、どこの港に運んでいるのかということは分かってるはずですから、再度そこを指摘、調査をしていただきたいなと思ってます。

（3）砂業者の運搬用大型トラックの運行について。

砂業者のトラックが港湾から山鹿それから芦屋側に、早朝から頻繁に運行しています。皆さん方もお分かりと思いますが、なみかけ大橋を通らず、砂業者のトラックが港湾から旧中央病院の前を運行し、正門通りを走っているときもあります。また、なみかけ大橋を渡り、山鹿小学校前を運行している場合もあります。子供を持つ親や高齢者から苦情が相次いでおります。

県及び町は、砂業者との運行協定を結んでいるのかと。どうぞ。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

運行協定を結んでいるのかというところで回答させていただきます。

平成14年8月に芦屋町と芦屋港砂野積場利用組合との間で、芦屋港砂利搬送に関する覚書というものを締結しております。この内容の主な事項としましては、年間の稼働日数と稼働時間を定めたものでございます。なお、福岡県におきましては「陸路の運行を把握する必要がないため、締結していない認識である。」ということで回答を得ております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

最近ですね、芦屋基地滑走路延長に伴う土砂搬入についてということで、九州防衛局から工程、運送ルート情報を広報あしや、ホームページに掲載し、区長会での説明会后、回覧も回ってきています。さらに、町内の小中学校へ説明したとあります。このように芦屋港からの海砂運搬についても同様に、運行コースや時間帯について県や町は町民の安全性を図るために情報を提供するべきではありませんか。

今、覚書ということがありましたが、その覚書のほうをですね、広報だよりとかホームページに載せて、安全安心なまちづくりということで出すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

砂業者の車両運行ルート、あくまでもルートでございますが、これは民間事業者が行う上で公道を運行しているもので、ルートを定める明確な法的根拠がない上に強制力はもちろんございません。先ほどの覚書に締結している内容は、稼働日数と運行時間を定めたものでございます。

一方で、芦屋町としましては町民の皆さんの安全確保、議員さんがおっしゃるように特に小中学生の登校時の安全確保、こういったものが非常に重要であるというふうに捉えておりますので、この運行ルートに関しましては町からの要望ということで、なみかけ大橋を通行した上で小中学生の通学路を極力避けるようなルートを運行する、また通学時間は運行しない、こういったことをですね、福岡県北九州県土整備事務所を通じて運行事業者のほうには依頼をしているという状況でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういうようなことについて、町民の皆様それから小中学校の皆さんにですね、情報を書類でもって回覧板とか区長会とか、そういうものにおいて発信していただきたいということですが、よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

明確に定めたものというか法的な根拠がないものでございますので、「こういうルートを走りますよ。走る約束をしてますよ。」っていうようなことをお知らせするような内容ではないというふ

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

うに認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ、次に行きます。

（4）レジャー港化が進められている芦屋海岸の実態をどう認識しているか、ということです。

里浜づくりの松植樹後の海岸の荒廃ぶりは深刻です。非常事態です。町は県に対して度々要望していると言うが、一向に改善されていないのではないのでしょうか。この実態を見過ごしているのか、次世代の子供たちに対して責任はないのかという思いが募るし、多くの皆さんもそう思っておられると思います。

私はこれまで、町が県に対して芦屋海岸が抱える砂の堆積と飛砂問題に関する対策の要望を行ってきたとの議会の答弁、また、芦屋港活性化推進委員会の意見などを整理していましたが、それに対する県の対応は、のれんに腕押し、馬耳東風、そして他人ごとという姿勢を続けているとしか思えないのです。町はそういう状況の中で、危機感を持って対処すべきだと考えています。

例えば令和3年第1回定例会で中西副町長と水摩活性化推進室長は、芦屋海岸の砂の堆積・飛砂問題について県に要望を行っているとの旨の答弁をされましたが、こういった要望はもう10年以上前から繰り返しているではありませんか。12年前の平成22年第1回定例会で、ある議員の質問に対し鶴原企画政策課長（当時）は「平成18年、県から飛砂対策として里浜づくりの申出があった当初から、芦屋の里浜づくりは砂の堆積を食い止めるための調査、抜本的解決策を含めて考える必要がある旨を県に申し入れている。」と答弁されております。平成23年第3回定例会では、私の質問に対し吉永企画政策課長（当時）は「飛砂・堆積問題は同じ海岸で発生しているもので、一体的に原因調査や対応策を取るべきである。」「海岸の管理者である県に対し、原因究明と効果的対策を取るよう要請している。」と答弁されています。また町長が、「松本県議会議員や所長との話合いの中で厳しく担当者に要求している。」というようなこともありました。

以上のような要望の繰り返しに対する県の反応は、自然環境や景観破壊の原因が、93億円の血税を投入して公共事業として行った芦屋港建設にあるということは県も認めているながら、反省の色は全く見えてきません。こういった繰り返しの町の要望に対する県の姿勢を、町はどう評価しておりますか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

芦屋海岸の実態について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

現地状況につきましては令和4年第3回定例会の一般質問で答弁しておりますとおり、我々担当職員で定期的に確認をしているところでございます。併せて、県と情報共有を図っているところでございます。

次に、里浜づくり事業については福岡県事業で行っているため、令和2年第2回定例会にて議会説明を行っております福岡県北九州県土整備事務所から提示された里浜づくり事業追加整備等の計画に対する進捗状況について、同じく福岡県北九州県土整備事務所に確認した現在の内容をまず、お答えさせていただきたいと思います。

芦屋海岸北側の追加整備につきましては、令和2年度の塩分濃度調査結果において松の植樹は可能ということでした。ただし、施工方法についてはまだ検討中とのことです。なお、防砂フェンスに堆積した砂の除去及び中防波堤から港湾側に砂が流入していたため、防波堤への対策工事を完了しているとのことでございます。

次に、望海団地前ののり面への松の試験的移植につきましては令和4年2月に数本行ったもののうまく活着しなかったということで、この対策については現在検討中ということでございます。堆砂垣・静砂垣の補修につきましては、不要なものは撤去、必要なものは補修を今年度行う計画ですが、県も予算というのがございますので、この予算の範囲内で優先度について町と近々立会いを行い、施工箇所を決めることとしております。松の間伐や肥料木の伐採につきましては、わんぱーくの前面に位置する試験施工区と呼ばれているところでは完了しております、本施工区におきましては平成27年に植樹しました第1工区となるアクアシアン前付近の一部を昨年から本年にかけて実施しているところでございます。今後も計画的に実施する計画との説明を受けております。

このように福岡県におきましても予算というのがありますが、現状の堆積が非常にひどいこと、一部松が想定より埋まっているというような状況を加味しまして、できる範囲につきましては対策を前向きに講じていただいているというところで認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今のような北防の左側のところにですね、海水があるところをですよ、松を8,000本か1万本か延長して植えるとか、それとか望海団地の斜面のところにですね、今植えてるのを掘削してそれをまた植えるとかね、誰が見てもおかしい話ではありませんか。そういう県の思いつきのね、策をなぜそれを受けようとされますか。生えるわけじゃないですか、と思います。もう

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

少しですね、まともにですね、県と対応しながらね、真剣にやっぱり考えていただきたいと思うんですよ。もう10数年にもなってるんですよ。

それから、芦屋港活性化推進委員会の審議においてですね、砂の堆積や飛砂問題について次のようなことが指摘されています。「砂浜化は拡大している。防砂堤は10年以上たち、効果がなくなっているのではないかな。しっかり調査をする必要がある。また、植えた松は砂と風との戦いをしなければならない。垣根が砂と風で傷んでいる。今後ボランティアなどを含めて、松を育てる運動を行っていく必要がある。」と指摘されています。この垣根というのは、もう全面の垣根はもう埋まってしまってますよ。1.6メートルあるんです。それが埋まってしまっています。「西風が吹いたときの飛砂は相当なものを実感しています。それが商業施設に影響を及ぼすことが心配です。松の植樹をしているが、飛砂対策はしっかりしないと住民の理解を得られない。」と指摘されています。

以上の指摘に対する県の対応は何と答弁しているかと。県は「大きな課題として認識している。砂がたまる原因を調査し、対策を行う。」と回答しています。「里浜づくりの維持管理に関しては今後、県と町の役割分担の話し合いを行うことになっている。」と回答しています。その場しのぎの口先だけの説明で終わっているとしか私は思えません。

ところで、県土整備事務所が広報紙の芦屋の里浜だよりに「美しい松原をつくり育てるためには、『適切な管理』と『温かく見守る心』が必要」として、「(仮称)『芦屋の里浜づくり協議会』を立ち上げ、『アダプト制度』によりボランティアを募って活動していく。」と掲載しています。また、福岡県ホームページに、芦屋の里浜づくりとは「かつての風光明媚な海岸であった芦屋海岸を思い出し、この砂浜に松を造林して、緑と水に触れ合う憩いの空間を造り育てる取り組みを行っている。」と発信しています。この福岡県の芦屋の里浜づくりは、現在の芦屋海岸のすさんだ浜から乖離した大言壮語であり、白々しい内容であると言わざるを得ません。この文章を書いた県の職員は、恐らくあの海岸線を歩いたことはないんじゃないでしょうか。

私は芦屋港が抱える課題と問題は、県の行政権に関わる問題であることは承知しています。しかし、芦屋町の要望は繰り返しに過ぎず、推進委員会の指摘は推進委員会委員長の「スピードアップ、実施できるところから進めていく。」という方針の下、実質審議は行われず、県の確証・エビデンスを得られない状況で、この芦屋港活性化基本計画がつくられたものと思います。

こういった状況でレジャー港化事業を進めていいのかわ。里浜づくりの松、海岸線、荒れた状況、こういうのを放置してレジャー港化を進めていいんでしょうか。見解を伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

まず、県のほうが大きな課題として捉えているというところの対策につきましては、令和3年度からですね、福岡県のほうで有識者による技術検討会というものを設置され、有識者による飛砂対策・堆砂対策の検討を現在も行っているところでございます。その中の議論におきましては、特にレジャー港化が進んでいく中において早急な対応が必要だということで、できるところからの対策を、県も予算確保に努めながら対策を講じているというような現状がございます。

あと、芦屋港レジャー港化に関しまして里浜づくりとの関連性につきましては、里浜づくり事業につきましては先ほども申しましたように、県のほうも重要な課題ということで取り組んでいただいておりますし、我々一緒に現地にも足を運び何度も対策をお願いしたりしておるところでございますので、里浜づくりは里浜づくりとしてしっかり進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

平成31年の1月の芦屋港活性化推進委員会においてですね、「概算事業費が36億円は芦屋町の身の丈に合わず、町民に理解される金額か疑問である。予算規模の小さな芦屋町にとって大きな負担になることが懸念される。」という心配の声もあります。

芦屋町は、遠賀4町の中で唯一の過疎の町です。人口減少、少子化、高齢化の荒波に飲み込まれている、そういう町です。そういった中で、「初めに補助金や借金あり」の財源確保策は、将来世代にツケを回すことが危険な財政運営ではなかろうかと心配しております。レジャー港化事業は芦屋海岸を舞台に進められるもので、自然破壊等景観の破壊はレジャー港化事業のリスクになることは当然です。「初めにレジャー港化あり」、「初めに補助金、借金ありき」の見切り発車の公共工事は町民の理解を得ることは不可能ではないかと思いますが、見解を求めたいんですがもう時間がありませんので、これについてはまた次回に延ばします。

そこで、そういう意味を込めて、どうですか。(7)、住民説明会を実施する予定はありますか。以前質問したときには「現在、予定はありません。」ということでした。今これだけ進捗状況がどんどん進んでおりますから、町民の皆様こういう状況、しかもこれ概算要求が36億円のものであるとか、そういうことを含めながら住民説明会をされる予定がありますか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず36億円につきましては、これは県の事業と芦屋町の事業の推計額でございまして、事業

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

は刻々と内容が変化しておりますので、金額については都度見直しが行われていくと認識しております。また、財源確保については福岡県も芦屋町も精いっぱい努力をしているところでございます。住民説明会につきましては（「いやいや、『住民説明会をしますか。』というそれだけでいいんですよ」と呼ぶ者あり）はい、住民説明会につきましては先日の一般質問で町長が答弁しておりますとおり、現時点では開催は予定しておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

町民の皆様方に説明しないということは、玄海レク・リゾート構想、芦屋タウン・リゾート構想は最終的に住民説明会をされませんでした。なぜかと。しないほうがよかったと思っておられるかもしれませんが、こういう住民説明会をしないことによって住民の声が噴き出てくる、この可能性はありますね。町民の理解と賛同を本当に得られるかどうか、そういう努力をしなくてはならないのではないのでしょうか。

じゃあ次に2件目、市町村の多くは「法定外公共物の管理に関し必要な事項を定め、法定外公共物の使用の適用を図るとともに、公共の安全及び福祉の増進に寄与することを目的とする」として条例を制定しています。そこで伺います。

（1）～（3）がありますが、もう（3）のほうから先に行きます。芦屋町では法定外公共物管理条例を制定していますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

芦屋町において、法定外公共物に関する条例制定はしておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では、遠賀町は平成17年に法定外公共物管理条例を制定しています。それで、事前にその遠賀町の条例を読んで説明をしていただきたいというふうに言っておりましたが、よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

平成17年3月24日制定の遠賀町法定外公共物の管理に関する条例、その定義でよろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほど申しましたように芦屋町では管理条例を制定しておりませんので、遠賀町の条例を引用して説明をいたします。まず第2条によります定義、「法定外公共物とは、道路法が適用されない道路及び河川法が適用または準用されない河川、湖沼、その他の水流、または水面、その他一般公共の用に供されている土地を言い、これらと一体をなしている施設を含むものとする。」

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

この遠賀町はですね、もう多くの市町村がこういう条例を制定しているわけですね。ところが芦屋町はないわけですよ。どうしてだろうなとか思うわけですけど、その当時の担当の方々はどうしてたんだらうと。

平成14年、ここにですね、財務省のですね、法定公共物に関わる国有財産の取扱いについて、法定外公共物である里道・水路のうち現に公共の用に供しているものであって、こういうものが本来は国の財産であると。これを市町村に移譲すると。そういうことについて通知をすると。たくさんあるわけですけど、こういうものがあって遠賀町にしる、それからあちこちの市はほとんどやってますね。町は私の知る限りではですね、近辺で調べてみたんですけど50～60%ぐらいは制定しています。芦屋町はなぜか、ないんですね。

それで、では次に禁止行為について説明していただきたい。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

禁止行為につきましても遠賀町法定外公共物の管理に関する条例で説明いたします。

第3条、法定外公共物について、次に掲げる行為をしてはならない。1. 土、石、竹木、ごみ、その他汚物を投棄し、又はたい積すること。2. 公共物を損傷すること。3. 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

では今、説明があったようにですね、今読み上げていただいた法定外公共物とは道路法に適用されない道路——道路法というのがあるわけですけど、道路法の適用をされない道路、いわゆる里道ですね。そして河川法が適用されない水路（用悪水路）とされている。

そして今、禁止項目がありましたが、ところで町内区域に存在する315筆の用水路は法定外公共物と考えてよろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

先ほど妹川議員が説明されたわけですが、都市整備課においては、国から譲与された水路及び里道については600数十か所でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

315ではなくて600幾つかですね。そういうことですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

都市整備課においては、国から譲与された里道及び水路については600数十か所ということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

はい、分かりました。

で、その法定外公共物は何に基づいて管理されていますか、管理については。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

先ほど申しました国から譲与された水路及び里道でございますが、まず里道につきましては、道路法に基づく芦屋町道路の構造の技術的基準に関する条例、また水路につきましては、水路法に基づく芦屋町河川管理条例に基づいて管理を実施しており、今現在で特段の問題や課題は発生

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

していないという現状でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

水路については芦屋町河川管理条例があるということですね。それは、いつ制定されてますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

芦屋町河川管理条例につきましては、最終改正が平成25年12月17日でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私の手元では昭和44年12月17日となっておりますけれど、その後改正があったということですね。はい、分かりました。

じゃあ御手元にあるということであれば、この芦屋町河川管理条例の禁止行為はどのようなものがありますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

芦屋町河川管理条例（禁止行為）第3条。何人も河川において次に掲げる行為をしてはならない。（1）河川に土石、竹木、塵芥、汚物その他の物を投棄すること。（2）河川をき損又はき損するおそれのある行為をすること。（3）前各号に掲げるものを除くほか、河川の保全、又は利用に支障を及ぼす行為をすること。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほどの質問ちょっと聞こえづらかったんですけど、町内区域に存在するたくさんの用水路の中で「禁止行為に及んだ事例はない。」でしたかね。

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

私が管理している上で、そういう認識はございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあですね、水路を無断で埋め立てる行為は罰則対象に該当しますか。つまり、その前に罰則規定を読んでいただけませんか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

芦屋町河川管理条例（罰則）第17条。次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金若しくは科料に処することができる。（1）第3条及び第4条各号若しくは第8条の規定に違反した者。（2）第12条第1項の規定に基づく処分に違反した者。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほど、課長の中では「そういう違反をするような行為はなかったと判断している。」ということでしたね。この芦屋町有財産取扱規則には、事務の分掌ということについて「芦屋町の町有財産に関する事務は、行政財産については当該財産を平常管理する又はすべき課等の長が管理する。」と、こういうふうな文章がありますけれども、今、課長が言われたように「そういうことは行われていないんじゃないか。」ということでしょうけれど、どうですか。本当にそうでしょうか。これは昨年いろいろ問題になったじゃありませんか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

先ほど申しましたように我が都市整備課としましては、法定外公共物につきましては水路及び

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

里道及び道路法に基づいて法定道路、これも譲与の対象になっております。よって、私どもが管理している国から譲与を受けた法定道路及び里道、水路につきましては、現在のところ私はそういう認識はしておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

国から譲渡されるもの、それからもともと町が登記簿にですね、登記をして、地目とか地盤とかを法務局に登録する。これは町の財産でしょう。でも、いずれにしろそれは譲渡されたものであれ町独自のものであれ、道路法に規定されていない道路それから河川法、そういうものについては法定外の公共物でしょ。どうですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

おっしゃるとおり、先ほど申しましたように法定外の水路及び里道、これにつきましては国から譲与されたものであります。それと併せて道路法にある法定道路、これにつきましても国の一部対象となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

最近ですね、もう去年に問題になった315筆というようなことがあったものですから、それに伴って話をしてるんですけど、その中の法定外公共物、いわゆる水路はですよ、ほかにそういう事例があるかどうかということなんですけど、それは余りないというふうな判断ですね。そうでしょう。そうなると、じゃあ昨年問題になった農業用水路問題は、あれは該当しないんですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

何度もお伝えしますように、都市整備課においては国から譲与された里道及び水路または道路法に基づいて、国から譲与を受けた一部法定道路でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

芦屋町には法定外公共物の管理条例がない。それから今、道路についても何らかのこれ——条例でしたか、それがあのか。だからほとんどの町がですね、そういう法定外公共物の管理条例がないところもあります。ところが芦屋町のようにですね、そういうところは芦屋町のように河川管理条例というのがあります。そしてまた道路の管理条例、2本立てにですね、してるところもあるわけですよ。

どうですか。芦屋町としても遠賀町のようにですね、芦屋町法定外公共物管理条例というものを検討してはいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

議員おっしゃるとおり管理条例を制定している市町、逆にしていない市町もございます。

芦屋町におきましては先ほど申しましたように、水路については河川法に基づくもの、里道については道路法に基づくもの、それぞれ根拠となり得る条例及び規則がありますので、そこは国の今後、法改正であるとか通知などによって対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

町有財産取扱規則第5条にはですね、行政財産の種類には公用財産、それから公共用財産、企業用財産の3項目ありますが、公共用財産とは「町において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの」とあります。公共の用に供するとは、広く不特定多数の人の用に供される性格を有するものと私は認識していますが、それでよろしいでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

具体的に申しますと、公共利用に供する、置き換えますと機能を有している。水路においては使っている。道路においても使用している。要は機能を果たしている、機能を有している。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私は、「その用水路の近くの人たちが、町の財産ですし、それを共有して使っていいんでしょうか。」と聞いている。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

その水路の使用については各所管の判断でいいと思います。私は都市整備課として、要は都市下水路と位置づけた排水路になりますので、基本、新築が建てば雨水を流すことも可能であるということで、先ほど言いました「機能を有している」という解釈でお願いしています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあですね、次に参りたいと思います。

3件目ですが、先の9月議会にて公文書のずさんな記載について質問を行いました。その際、町が公開した2つの文書を提示して質問を行いました。即答がなく、本会議最終日に産業観光課長が回答書を配布し、説明を行ったところですね。その内容は「原因は事務のミスであった。どちらの文章が正しいものかの問いについては、2つとも正式な公文書である。」との内容でありました。その点について伺います。

この回答書はですね、「事務のミスによるものでございました。」これは議場の皆さん方に配布されたものですが、「文書の過程において、既に公表や報告をしていることなどは省略し、作成しております。」この日、これは9月9日のときの話ですが、なかなか難しい内容でした。

それで、今回のこの文書は町内の経過報告文書に該当し、報告済みの内容は省略するというルールの下で作成していると思われませんが、そのルールは芦屋町文書事務取扱規程の何条にあるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

「この報告文書は、何のルールに基づいてされているのか。」ということでございますが、この文書の作成の方法については、今回この作った報告文書、これはそういった何条に載っているようなルールとかそういったものではございません。うちの課のほうで報告すべきと思ったところ

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

を資料として作って、決裁を受けたものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ、報告済みの内容を省略する目的は何ですか。前回ね、一般質問したときに多くの方々が何で、町長もそうですけど「している」、「していない」という一文字を削除したことについて、個人的な話ですけど、「何でこんなことするんだろうな。」というようなことを言われました。みんなそう思ってますよ。その目的は何ですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

省略した理由ということでございますが、文書のほうでも記載しまして報告しましたし、御説明もした内容と重複するかと思いますが、今回の文書は庁内の経緯報告文書ということで、主な概要を記すものとして産業観光課のほうでですね、作成したものでございます。そのため、経過報告文書は既に公表や報告をしていることなどは省略し、作成しているということでございます。

今回この文書につきましても内容を既にですね、報告をもう、庁内文書でございますから庁内では報告していたということから省略し、作成をしたものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今回の問題はですね、報告済みの内容ということで、せっかく記録した一行をわざわざ削除しているが、そこまでして省略ルールを守る必要があるんですか。手間暇かけてわざわざね、省略をする必要があるんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

「わざわざ省略を。」ということでございますが、あの文章につきましてはいろんな窓口対応、「何日にどなたが来られて、大体どういう話だった」というような経過報告文書なので、ほかでもそういった形で省略をし、時系列でですね、報告をするために作った文書ですので、その理由とかいうことではなくて、「これは報告をまだしていないから載せる」、「報告済みだからこれは載

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

せる必要がない」ということで産業観光課、私のほうで判断をしたところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ではですね、今言われた産業観光課ですか、お宅の課がね、そういう判断したということですが、仮にですよ、開示請求をしますよね。町民の皆さんが開示請求します。そうしたときに、議会とか何かはそういう報告済みだった場合、報告済みのようなものを開示請求したとします。御本人は分からない、そんなことは。そのときは白紙で回答するわけですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この文書につきましては先ほどから御説明しているとおおり、庁内で報告を上げるために作った文書です。公開するために作った文書ではございません。ですので、そのときそのときの状況にはよると思いますが、各課で判断をされて必要なことを報告として文書を作るものだと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では、ほかの課もですね、同じような対応をしてるんですか。このように報告済みのものは省略をすると。開示請求があってもほかの課長は、この文章は報告済みか報告済みじゃないかをずっと調べて、「報告済みであるから、この文章は削除しよう。」というようなことをされていきますか。されている課がありましたら手を挙げていただきたいです。どうですか。

○議長 辻本 一夫君

手が挙がりません。どうぞ進行してください。

○議員 8番 妹川 征男君

ないようですね。

どうですか。ここの課長としてですね、総務課長がこういうような情報開示請求とか文書については管轄される方と思うんですけど。

総務課長、このようなルールは庁内での取決めなんですか。総務課長。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

取決めということではないと思います。所管課で文書作成しているものですから、そこに関して載っている文書を開示請求の中で開示しているという状況になりますし、そこは今、産業観光課長が言われました「報告済みだったら、決裁としてそこは要らないので削除しよう。」とかいう形のことはあるのかもしれませんが。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

行政はですね、文書で始まって文書で終わると言われています。関係規則にのっとり、公文書の作成・保管・保存は大変重要な業務です。芦屋町の情報公開条例（目的）の第1条は、「この条例は、住民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、町行政に対する住民の理解と信頼を深め、より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町政の進展に資することを目的」としています。したがって報告済み内容は省略するという、そういう取決めというルールというか、そういう課で決めてることについては情報公開条例の趣旨に大いに反していると思います。

このことについて取りやめることを求めますが、見解はいかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

反問権よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

反問権ですか。

○産業観光課長 浮田 光二君

はい。

○議長 辻本 一夫君

ただいま産業観光課長より反問権を起こしたいという申出がありましたので、許可をいたします。事務局はこれより残時間を停止してください。

○産業観光課長 浮田 光二君

申し訳ございません。今ちょっと質問の内容が少し分からなくて、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

公文書というのは、これは重要な内容ですよ。公文書によって行政が動いているわけですから。町長も前に答弁していただきました。

このようにね、行政は文書で始まり文書で終わると、こう言われるように、関係規則にのっとり、公文書の作成、保管、保存は大変重要な業務です。それに基づいて皆さん方はそういう公文書を作成し決裁し、いろいろ作業されてると思うんですが、芦屋町の情報公開条例の目的とは何かと。この条例は住民の公文書の公開を求める権利ですね。権利があるわけですよ、当然。それを明らかにするとともに行財政に対する住民の理解と信頼を深め、それを公開することによって行政の皆さんは住民と行政が一体となっていい町をつくろうという、そういう条例なんですね。より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町の進展に資することを目的としているわけですよ。分かりますね。

だったらね、「報告済みの内容は省略する」と、こんなくだらんことをね、なぜやらなくてはならないんですか。だから、情報公開条例の趣旨に反するので「趣旨に反するから取りやめたらいいかがですか。」と、「検討してください、いかがですか。」、こう言ってます。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今の質問の内容から申しますと、私のほうが今回作成した文書の際に、「そういった省略とか、そういったルールとかをやめたらどうか。」というようなお話というふうに理解してるんですが、もともとこの文書作成にルールは、先ほども話したとおり「ない」ものでございますので、作ってる文書の趣旨に基づいてですね、各課で——私たちは今、産業観光課として今回の文書を作りましたので、各課でいろいろ対応することがあると思います。

ですので、「ルールに従って」、「ルールを改正して」というようなものはないと思ってます。実際その趣旨に沿ってですね、報告すべき内容と判断すれば記載しますし、これは全体の作りの中から省略したほうがいいと思えば省略しますし、そこはそのときの判断だと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長、今の反問権の答弁、回答は妹川議員の回答でいいんですね。

○産業観光課長 浮田 光二君

はい、大丈夫です。

○議長 辻本 一夫君

じゃあ、それで再開します。

次どうぞ、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

総務課長、この点についてばらばらで、そういう課で決められているということについては、やはり総まとめ的に取りまとめておられる課長としてですね、こういうルールは今言った情報公開条例の趣旨に反するような気がいたしますんで、取りやめたらどうかとかそういう指導をですね、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

その内容については所管課によりますので、文書としては載せるべきところをちゃんと報告するものを作っていただくというのは、文書担当している所管としては、報告すべき案件をきちんと載せていただくというのが正しいことかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

時間が来ました。

もう1点ね、することがあったんですけど、町長にですね、一言お願いすることがあります。

私がいつの時期でしたか、レジャー港化の中で芦屋港の問題について話をしているときにですね、町長がこういう発言をされました。「妹川議員は、『この芦屋港をいつかぶっ壊せ。』と言ったことがあるでしょう。」とかですね、言われたことがありますよね。記憶にありますか。そういうね、事実でないことをあたかも私が言ったかのごとく、この神聖なる芦屋町議会で述べられることはいかななものかと思えます。

もう1点は、芦屋港ができる前は、あそこの住宅ですね、あそこの漁業の、今は建物はありませんが、「ああいうところが侵食されていたんだ。」と、「芦屋港ができたから、あそこはちゃんとした海岸にあったんだ。」というようなことを言われました。そういうね、根拠のあるものを示してお話ししていただきたいんです。私は航空写真を持っています。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、もう時間がなくなりますよ。答弁を求めたいんだったら早く簡潔に言ってください。

○議員 8番 妹川 征男君

令和4年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

時間はあるじゃないですか。

そういうことで、しっかりしたね、見解を基にお話をさせていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

町長、今のはちょっと町長が答弁します。（「もう終わります」と呼ぶ者あり）（「答えないけんのでしょ」と呼ぶ者あり）（「いや、答えなくていいです」と呼ぶ者あり）（「言いつ放しでから」と呼ぶ者あり）（「あなたも言いつ放しだったでしょ」と呼ぶ者あり）（「作り話したらいけん。公の議会で」と呼ぶ者あり）（「もういい、いい。終わった。終わりました」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。